

人的要件		
業種	監督者等	従事者等
建築物清掃業 (1号)	<p>< 清掃作業監督者 > 次のいずれかに該当する者</p> <p>ビルクリーニング技能審査合格者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する清掃作業監督者(再)講習会を修了した者</p> <p>建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する清掃作業監督者(再)講習会を修了した者</p>	従事者は、研修を修了したものであること。
建築物空気環境測定業(2号) 注1	<p>< 空気環境測定実施者 > 次のいずれかに該当する者</p> <p>厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空気環境測定実施者(再)講習会を修了した者</p> <p>建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 (ただし、再講習は必要)</p>	
建築物空気調和用ダクト清掃業 (3号)	<p>< ダクト清掃作業監督者 > 次のいずれかに該当する者</p> <p>厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施するダクト清掃作業監督者(再)講習会を修了した者</p> <p>建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 (ただし、再講習は必要)</p>	従事者は、研修を修了したものであること。
建築物飲料水水質検査業(4号)	<p>< 水質検査実施者 > 次のいずれかに該当する者</p> <p>学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修め卒業後、実務経験1年以上の者</p> <p>衛生検査技士又は臨床検査技士であって実務経験1年以上の者</p> <p>学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学等の課程を修めて卒業した後、実務経験2年以上の者</p> <p>技術士(機械部門、電気電子部門、上下水道部門又は衛生工学部門に限る)</p> <p>学校教育法に基づく大学、短期大学又は高等専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業後、所要実務経験を有する者</p>	
建築物飲料水貯水槽清掃業 (5号)	<p>< 貯水槽清掃作業監督者 > 次のいずれかに該当する者</p> <p>厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する貯水槽清掃作業監督者(再)講習会を修了した者</p> <p>建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 (ただし、再講習は必要)</p>	従事者は、研修を修了したものであること。

<p>建築物排水管清掃業（6号）</p>	<p>< 排水管清掃作業監督者 > 次のいずれかに該当する者 厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する排水管清掃作業監督者（再）講習会を修了した者 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 （ただし、再講習は必要）</p>	<p>従事者は、研修を修了したものであること。</p>
<p>建築物ねずみ昆虫等防除業（7号）</p>	<p>< 防除作業監督者 > 厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する防除作業監督者（再）講習会を修了した者</p>	<p>従事者は、研修を修了したものであること。</p>
<p>建築物環境衛生総合管理業（8号）</p>	<p>< 統括管理者 > 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する統括管理者（再）講習会を修了した者 < 清掃作業監督者 > 建築物清掃業と同様 < 空調給排水管理監督者 > 次のいずれかに該当する者 ビル設備管理技能士であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空調給排水管理監督者（再）講習会を修了した者 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空調給排水管理監督者（再）講習会を修了した者 < 空気環境測定実施者 > 建築物空気環境測定業と同様</p>	